

議第20号

三島市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

三島市個人情報保護条例（平成12年三島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第34条第2項第1号中「第52条第1項」を「第52条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月15日提出

三島市長 豊岡 武士